平成２８年（フ）第８６６号
千葉県船橋市夏見台６丁目16番13―302号
債務者　菊池　美幸
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９４号
千葉市稲毛区轟町５丁目７番28号　大倉アパート202号
債務者　長岡　慎一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９８号
千葉県市川市南行徳１丁目22番26―203号（リリーパレスナルシマ）
債務者　木島　文惠
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９００号
千葉県船橋市西習志野４丁目３番18号
債務者　辻　　洋一
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１３号
千葉市美浜区幸町２丁目16番８棟111号
債務者　亀谷　聖字
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１７号
千葉県船橋市印内２丁目７番５号　エクセルハイツ202号
債務者　柏崎　珠美（旧姓井畑）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区11棟104号
債務者　小野山　實
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４１号
千葉市稲毛区天台２丁目14番12号
債務者　加藤　　拓
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８３号
千葉県市川市北方町４丁目2338番地（サンライズ・サンビレッジＢ棟104号）
債務者　尾島　章浩
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８９号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地４棟201号
債務者　佐藤　勝子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９０号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地４棟201号
債務者　佐藤　康廣
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６７号
川崎市宮前区初山１丁目12番43―１号
債務者　畠中　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
川崎市中原区井田中ノ町９番３号　第２スエヒロハイツ　203、前住所川崎市中原区井田３丁目30番16号
債務者　井浦　亜紀（旧姓太下）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
川崎市麻生区千代ケ丘５丁目９番地100　サンサンハウス　101　馬場方
債務者　高木美智子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
川崎市幸区塚越３丁目136番地
債務者　福嶋　恭彦
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
川崎市多摩区枡形６丁目２番19号　第２枡形ハイム　201
債務者　都築　正和
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
川崎市中原区下小田中３丁目32番15号
債務者　松貝　早来
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係